６障第1345号

令和７年３月７日

児童の保護者　　様

長野市長　荻　原　健　司

（保健福祉部障害福祉課）

長野市心身障害者通園奨励費申請について（ご案内）

平素、長野市の障害福祉行政につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では障害者の施設通園に要する経費の一部を助成するため、通園奨励費を支給しております。児童につきましては、対象となる要件等は下記のとおりです。

令和６年度中に長野市内から施設に通園された方で、通園奨励費の支給を希望される場合は、申請書、税務情報の閲覧の同意書にご記入いただき、**利用施設へご提出**いただきますようお願いいたします（施設への提出期限は利用施設にお問い合わせください）。

記

１　対象となる障害児通所支援サービス

〇児童発達支援

〇放課後等デイサービス（学校休業日の利用に限る。）

２　対象となる世帯

支給年度（令和６年度）の**市民税が非課税の世帯が支給対象です**。

３　申請に必要な書類

　　〇長野市心身障害者通園奨励費申請書

　　〇税務情報閲覧の同意書（税情報の確認のため必ず提出してください）

４　支給方法・時期

〇申請書に記入の金融機関口座に**５月下旬**に振り込む予定です。

５　その他

〇別添の概要、申請書記入例を参照いただき、口座名義人、口座番号等の誤りが無いようご記入ください。

〇申請をいただいても、審査の結果、要件に該当しない場合は支給対象外となります。

〇ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市保健福祉部障害福祉課

企画管理担当：瀧澤

TEL 026-224-5030（直通）

長野市心身障害者通園奨励費の概要

１　支給対象者

長野市に住所があり、下記の施設に通園する障害者若しくは障害児又はその保護者。

ただし、③の施設に通園する場合は、本人又はその者と生計を一にする者に通園奨励費の支給を受けようとする年度分の市民税が課せられていない者に限る。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるサービスを行う施設

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練

② 地域活動支援センターⅢ型（令和３年４月にⅠ型から移行した施設を除く）

1. 児童福祉法に規定する障害児を対象としたサービスのうち次に掲げるサービスを行う施設

児童発達支援、放課後等デイサービス（学校休業日の利用に限る。）

※事業所から通勤手当や交通費が支給されている場合は通園奨励費の支給対象外です。

２　通園方法別の要件と支給額

1. 交通機関(路線バス・電車)

　　　　１ヶ月にかかる往復運賃の１／２以内の額（上限を月額5,000円とする）

1. 自家用車

１ヶ月の通園日数が10日以上で、通園距離が片道２km以上…月額2,000円支給

※　通園バス利用者がバス乗降所まで自家用車を利用し、その距離が２km以上の場合

は自家用車として計算します。

※　他の交通機関による通園が不可能で、障害者本人が民間の有料移送サービス（タクシー等）を手配し利用した場合は、自家用車として計算します。

なお、施設が移送サービスを提供する事業者と契約している場合は、本人負担の有無にかかわらず支給対象外

※　複数の施設を併用している場合は、それぞれの施設へ自家用車を利用し、通園した日数を合算して計算します。申請書は、施設ごとに記入してください。

1. バイク（徒歩、自転車は支給対象外です）

　　　　１ヶ月の通園日数が10日以上…月額500円支給

1. 通園バス

　　　　有料・無料にかかわらず支給対象外

1. 往復で通園方法が異なる場合

　　　　往復それぞれの方法を上記①～④にあてはめて計算しその合計額の１／２を支給

1. 日によって通園方法が異なる場合

　　　　通園日数の半分以上用いる手段を通園方法とみなして計算します。

1. 片道で交通機関と自家用車を併用する場合

それぞれが支給要件を満たしているときは、上記①・②にあてはめて計算した額を支給

３　支給方法

　　申請者が指定する金融機関口座に５月下旬（予定）に振り込みます。